

安芸太田町被災者生活サポートボラネット ～関係機関協働編～ 推進マニュアル

平成21年3月

安芸太田町被災者生活サポートボラネット推進会議
社会福祉法人 安芸太田町社会福祉協議会

はじめに

安芸太田町は、平成16年10月1日、旧加計町、旧筒賀村、旧戸河内町が対等合併して誕生しました。

町域は、広島県の北西部に位置し、そのほぼ中央を広島市に注ぐ太田川とその支流が流れ、流域の大部分は森林で占められています。年間降水量は、冬季の積雪量の影響もあり、広島市を約25%上回る1,900mm~2,300mm程度になっています。

ここ数年、町内では毎年のように風水害が起り、過去の災害をみても河川の氾濫や土砂災害により、我々の暮らしに多大な被害を及ぼす災害が発生しています。

これまで被災した地域においては、住民同士による互助活動により被災者支援が行われてきましたが、高齢化がますます進むなか、地域力やコミュニティも低下しているのが現状です。

安芸太田町社会福祉協議会（以下「安芸太田町社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体（社会福祉法第109条、第110条）で、住民の生活支援、住民相互が支えあうコミュニティづくりを役割とする公共的な民間団体です。日頃から地域福祉推進の中核として活動を実践していますが、一方で、災害時の緊急なニーズ対応や支援にも無関係でいることは許されません。

今日、大規模な災害が起こった場合、被災地に市町災害ボランティアセンターが立ち上げられ、全国各地から被災者支援のためにボランティアが訪れるようになっています。市町災害ボランティアセンターは、「被災者主体」の考えのもと、1日も早い復興を目指し、被災者の生活を支援していく力として定着していることから、安芸太田町社協としても、常設している安芸太田町ボランティアセンター機能を生かし、町域での災害発生時には、その被災状況により被災地域・被災者への効果的な生活支援活動を行っていくため、「安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター」を設置します。

しかしながら、効果的な被災者支援を進めていくためのボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営には、町域又は県域の関係機関・団体等や全国のNPO等からの支援が不可欠であり、被災者支援にはこうした関係するすべての人の「協働」による被災者生活サポートボランティアセンターの設置やネットワークを生かした支援が大変重要になってきます。

こうしたことから、このたび「協働」をコンセプトに平常時から災害時における、町域の関係機関・団体等の「安芸太田町被災者生活サポートボラネット推進マニュアル（関係機関協働編）」を作成することとしました。

この協働マニュアルは、事務局としての安芸太田町社協の役割と動きを明確にするとともに、平常時から各関係機関・団体等との連携強化とネットワーク構築を図り、いざという時は迅速な支援体制が組めるよう、災害時の被災者支援に備えた動きとして「安芸太田町被災者生活サポートボラネット推進事業における関係機関協働マニュアルワーキング」により検討協議した結果をまとめたものです。

なお、災害時にその使命を十分に果たせるよう、安芸太田町社協として、この協働マニ

アルに基づいた想定による取組みをはじめ、防災・減災に向けた取組みを重ねながら、必要に応じて内容の修正・更新を図ることとします。

どうか、町域の各関係機関・団体におかれては、この協働マニュアルを熟読のうえ、緊急時にそれぞれの機関・団体がどう動くかをお互いに確認いただき、被災地域・被災者への効果的な生活支援活動が行えるよう努めていただきたいと思います。

目 次

はじめに

1. 災害時における安芸太田町社会福祉協議会の役割…………… 3
2. 町ボラネットにおける町社協の役割と初動・組織体…………… 4

I. 安芸太田町被災者生活サポートボラネットとは

1. 被災者生活サポートボランティア活動とは…………… 9
2. 町ボラネットの目的…………… 10
 - (1) 町ボラネットとしての災害時要援護者の考え方
3. 町ボラネットの体制…………… 12
 - (1) 平常時における町ボラネット推進会議の開催
 - (2) 災害時における町ボラネット推進会議の開催
 - (3) 災害時における初動体制と連絡調整
4. 町ボラネットの機能…………… 13
 - (1) 情報の発信と共有
 - (2) 人材の確保
 - (3) 資機材の調整（調達）
 - (4) 資金の調整（調達）
5. 町ボラネットと安芸太田町行政との連携…………… 16
 - (1) 連携内容

II. 安芸太田町被災者生活サポートボラネットの具体的な取組み

1. 平常時の取組み…………… 18
 - (1) 町ボラネット推進会議の開催
 - (2) 構成機関・団体等との協働体制づくりについて
 - (3) 情報の集約
2. 町被災者生活サポートV Cを開設する場合…………… 19
 1. 緊急支援期の取組み（発災から72時間（3日）以内）…………… 19
 - (1) 被害想定
 - (2) 被災地で想定される状況
 - (3) 町ボラネットの動き
 - (4) 被災地に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）

2. 運営期の取組み（町被災者生活サポートV Cの設置～閉鎖）	21
(1) 被災地に想定される状況	
(2) 町ボラネットの動き	
(3) 被災地に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）	
3. 生活復興期の取組み（町被災者生活サポートV Cの閉鎖～復興へ）	25
(1) 被災地に想定される状況	
(2) 町ボラネットの動き	
(3) 被災地に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）	
3. 町被災者生活サポートV Cを開設しない場合	26
(1) 被害想定	
(2) 被災地で想定される状況	
(3) 町ボラネットの動き	
(4) 被災地に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）	

Ⅲ. 広島県被災者生活サポートボラネットとの連携

1. 県ボラネットの体制	29
(1) 広島県社会福祉協議会（県ボラネット事務局）	
2. 市町ボラネット事務局と県ボラネットとの連携（平常時～災害時）	29
(1) 県ボラネット推進会議の開催	
(2) 被災地に向けた県ボラネット事務局の具体的な動き（想定）	

Ⅳ. 関係資料編

1. 様式集	
■ 広報関係	
・ ボランティアセンター設置案内	33
・ ボランティア募集チラシ	34
■ ニーズ受付関係	
・ ニーズ受付票	35
・ ニーズ調査チラシ	36
■ ボランティア活動関係	
・ ボランティア受付票	37
・ ボランティア活動報告書	40
・ 被災地でのボランティア活動で大切にしたいこと	41
・ 被災された方のよりよい支援のために	42
・ ボランティア活動証明書	43
■ 災害ボランティアセンター活動記録等	
・ センター活動日報	44
■ 物資・寄付関係	

・ 備品管理台帳	45
・ 活動物品提供票	46
・ 災害救援物資・見舞品・受付票	47
2. 関係資料集	
・ 福祉救援活動資金援助制度運営要綱	48
・ 広島県共同募金会災害支援制度運営要綱	49
・ 安芸太田町被災者生活サポートボラネット推進会議設置要綱	59
・ 安芸太田町被災者生活サポートボラネット 委員名簿	60
・ 「被災者生活サポートボラ活動支援マニュアル～ボラネット編～」 ワーキング委員名簿	61

1. 災害時における安芸太田町社会福祉協議会の役割

災害発生時に、安芸太田町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が常設している安芸太田町ボランティアセンター機能を生かし、自らがこれまでの活動・事業をふまえた支援活動を継続的に行うとともに、被災状況に応じて、安芸太田町行政をはじめとする町域の関係機関・団体等や外部からの支援、それらの協働が促進される場として、安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター（以下「町被災者生活サポートVC」という。）を共同で設置し、要援護者を含めた住民に対して、ボランティアによる災害救援活動を組織的に行う総合窓口の役割を担います。

また、町被災者生活サポートVCは、平常時からのネットワークを生かした安芸太田町被災者生活サポートボラネット（以下「町ボラネット」という。）が主体となり、町域の関係機関・団体等が協働して被災者・被災地支援を行います。

（名称の説明）

※1 安芸太田町ボランティアセンター

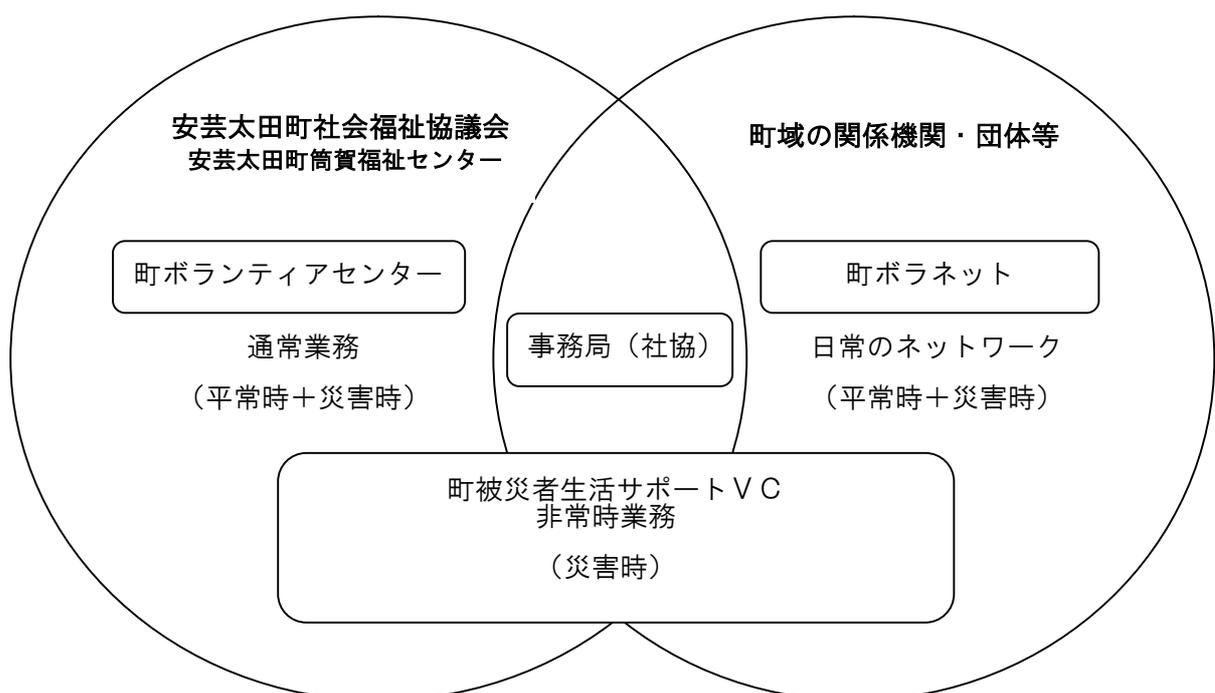
町社協において、平常時からボランティアの推進や組織化、活動の支援を目的とした常設の機関です。また、この機能を災害時にも生かします。

※2 安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンター

災害時のみ設置され、被災者生活サポートボランティア活動（災害ボランティア活動）を円滑に運営するための、町域の総合窓口です。被災状況の把握・被災者のニーズの調査、ボランティアに現地で必要な活動紹介を行い、被災者の救援活動及び生活支援活動を行う組織です。

また、平常時からのネットワークを生かした町ボラネットが主体となることから、町社協として、町ボラネットの事務局も兼ねています。

※3 安芸太田町被災者生活サポートボラネット（P9記載）



2. 町ボラネットにおける町社協の役割と初動・組織体制

①町社協の役割

■町被災者生活サポートVCの設置（サテライトでの設置も考える）

VCの設置については、被災状況により事務局である町社協が設置基準に基づき判断する。

町被災者生活サポートVCの設置基準

【風水害等の場合】

- ・ 事務局長が必要と認めたとき
- ・ 大雨・洪水・暴風警報等が発令され、町内で浸水等による被害が発生したとき
- ・ 安芸太田町に災害救助法が適用されたとき

【地震の場合】

- ・ 事務局長が必要と認めたとき
- ・ 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき

【雪害の場合】

- ・ 事務局長が必要と認めたとき

■町ボラネット事務局の運営

- ア) 町被災者生活サポートボラネット推進会議の開催
- イ) 広島県被災者生活サポートボラネット（以下「県ボラネット」という。事務局＝広島県社会福祉協議会）との連絡調整

■被災状況、被災者の支援ニーズ等の把握

- ア) 被災者からのニーズ
- イ) ボランティア等を通じて得られるニーズ
- ウ) 他の団体・機関が把握しているニーズ
- エ) ボランティアの活動状況の把握

■被災者生活サポートボランティア活動に関する総合窓口による情報収集と発信

- ア) 被災者への各種情報提供
- イ) 被災者情報の発信
- ウ) 安芸太田町行政やボランティア団体等との情報交換
- エ) 宿泊場所や被災者生活情報の収集
- オ) 被災者生活サポートボランティア活動の記録、整理
- カ) 報道機関への対応

■ボランティアと安芸太田町行政、各関係機関、団体等との仲介・調整

- ア) 安芸太田町行政（災害対策本部）や地元の各関係機関、団体等との協議・調整・協力依頼
- イ) 活動拠点の確保、活動に必要な資機材の調達・確保

■ボランティアへの支援（コーディネート）

- ア) ボランティアの募集・調整（被災状況に応じて、県ボラネット事務局と調整）

※状況により、ボランティアが多数になった場合等は、ボランティア募集を停止又は地域を限定して行うことがある。

- イ) ボランティアの受付
- ウ) ボランティアのオリエンテーション（コーチング）の実施
- エ) ボランティアの配置・ローテーションの決定

■町被災者生活サポートVC運営の人材確保

- ア) 県ボラネットへ要請（近隣市町社協・中国ブロック・全国）
- イ) 安芸太田町行政（災害対策本部）への協力願い
- ウ) 町域の各関係機関、団体等への協力願い

■避難所・福祉避難所（一定期間安心して暮らせる場）の支援

- ア) 避難所での生活が困難な要援護者等の支援

■その他円滑なボランティア活動のための支援業務

- ア) センター運営費の調達
- イ) 救援物資の仕分け、配分作業
- ウ) ボランティアの安全管理（ボランティア活動保険等）
- エ) ボランティアの健康管理
- オ) 活動証明書の発行
- カ) 専門分野（医療分野、建築関係等）との連携

②町社協の初動体制（町社協内部マニュアルから一部転記）

■職員参集基準の判断・指示は事務局長が行う。

■事務局長が不在、連絡が取れない場合は、判断・指示順位に基づき、判断・指示を行う。

＜判断・指示順位＞

- ア 事務局長
- イ いずれかの課長
- ウ いずれかの主任及び事業所管理者
- エ 職員の合議

■職員参集基準

<町被災者生活サポートVCをたちあげない場合>

区分	判断基準	参集者
レベル0	町内で自然災害等により、数世帯が被害を受け、何らかの対応が必要なとき 町外での被災対応が必要なとき	事務局長 全ての課長 町ボラネット担当者

<町被災者生活サポートVCをたちあげる場合>

○風水害等の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	事務局長が必要と認めたとき	事務局長 全ての課長 事業所管理者 町ボラネット担当者
レベル2	大雨・洪水・暴風警報等が発令され町内で浸水、土砂等による被害が発生したとき	レベル1と同じ
レベル3	町内で災害救助法が適用されるような災害が発生したとき	全ての職員（非常勤も含む）

○地震の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	事務局長が必要と認めたとき	風水害等の場合レベル1と同じ
レベル2	地震が発生し、町内で震度5弱以上を記録したとき	全ての職員（非常勤も含む）

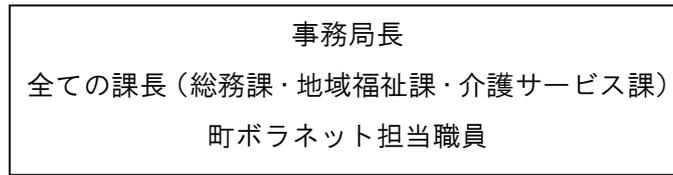
○雪害の場合

区分	判断基準	参集者
レベル1	事務局長が必要と認めたとき	風水害等の場合レベル1と同じ

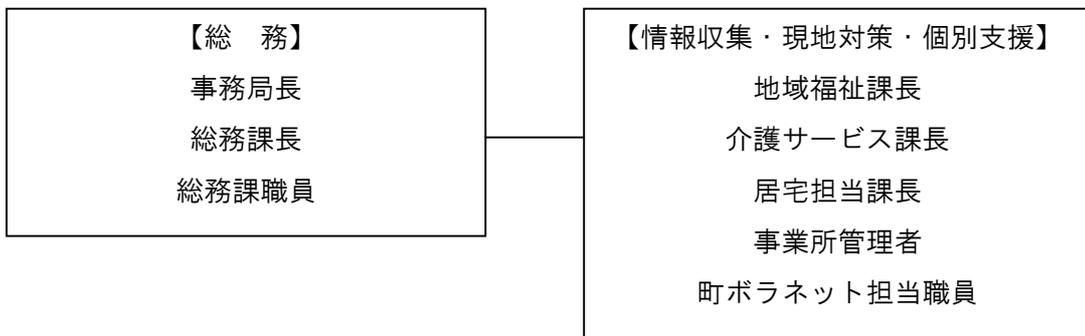
※ 風水害等の場合のレベル2、地震の場合のレベル2に関しては、あくまでも判断基準とし、被災状況を確認し参集者で協議を行ったうえ、町被災者サポートVCをたちあげない場合もある。

④組織体制（町内部マニュアルから一部転記）

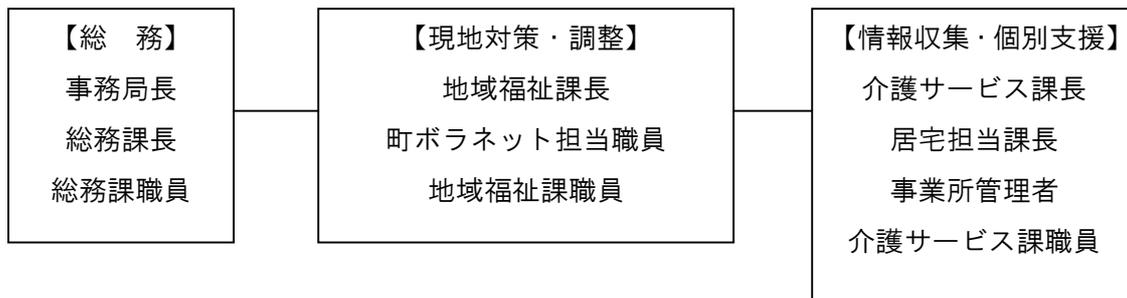
<レベル0>



<風水害レベル1・2、地震レベル1、雪害レベル1>



<風水害レベル3、地震レベル2>



■関係資料／安芸太田町被災者生活サポートボラネット推進マニュアル（町社協内部マニュアル）
～安芸太田町被災者生活サポートボランティア事務局運営編～参照

I

安芸太田町被災者生活サポート ボラネットとは

I. 町ボラネットとは

◆「町ボラネット」は、特に災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめる町域のネットワークです。

平常時から、いざという時の「共助」を培うために、ネットワークを生かした新たな仕組みの構築を行います。平常時も町ボラネットを常設させ、情報交換や防災・減災に向けた協働での取り組みや、災害時には被災状況に応じ、町被災者生活サポートVCを町域の各関係機関・団体等で共同開設します。なお、状況によっては運営主体として、町ボラネット以外の町外の団体が加わることがあります。

1. 被災者生活サポートボランティア活動とは

◆被災者生活サポートボランティア活動は、災害によって被災した地域・町民に寄り添いながら、その生活再建に向けた支援を行う活動です。

全国的には、災害ボランティア活動という名称で使われていますが、被災者の生活支援を第一に考え、「生活をサポートする」という幅広い視点にたち、広島県では「被災者生活サポートボランティア活動」と呼びます。

◆被災者生活サポートボランティア活動の図



◆安芸太田町消防団及び町・県・国・警察・自衛隊の活動は・・・

(住民の生命・身体の保護、被害の軽減、安全な場所の確保等、緊急対策の視点)

2. 町ボラネットの目的

災害による被災者に対して、「被災者生活サポートボランティア活動」による支援を行うために、安芸太田町行政や町社協をはじめとする町域の各関係機関・団体等が支援体制を迅速に整え、被災者への支援活動を展開していくことを目的としています。

また、必要に応じて広島県や広島県社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会をはじめとする県ボラネットに後方支援を要請し、人材、財源を確保します。

特に、災害時要援護者等への支援についても、このネットワークを生かして積極的に取り組みます。

(1) 町ボラネットとしての 災害時要援護者の考え方

さまざまな生きづらさを抱えた人は、
災害時にはもっと困りごとが増えるという視点

※災害時要援護者＝災害時に支援が必要な人

- ◆高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）
- ◆身体障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者等）
- ◆知的障がい者
- ◆精神障がい者
- ◆乳幼児、児童
- ◆妊産婦
- ◆外国人（日本語に不慣れな外国人）等、被災により要援護者になりうる人たち

<付記：安芸太田町の制度>

【安芸太田町災害時要援護者地域支援制度『災害時地域支援ネット』】

高齢者や障がい者の方への災害時の安否情報提供や避難援助などの活動を、地域ぐるみで、迅速、円滑に行えるように、災害が発生しそうなときなどに避難場所へ単独で移動することが困難で、家族などの支援が受けられず地域の方の支援を必要とする方（災害時要援護者）と、

町ボラネットとしての災害時要援護者の考え方

安芸太田町災害時要援護者 地域支援制度の基本理念

災害時要援護者の地域支援体制確立

障がい者（身体）、高齢者

はい

災害時等の緊急時に、単独で
又は家族の支援があっても、
避難行動が困難な方

はい

地域の支援を希望する方

はい

個人情報の提供に同意した方

はい

地域の支援員を選定（2名以上）
登録台帳に要援護者、地域支援員、
最寄り避難場所を登録

安芸太田町災害時要援護者地域
支援制度『災害時地域支援
ネット』で対象となる人

障がい者（知的・精神）、乳幼児、
児童、妊婦、外国人等や被災によ
り要援護者となりうる人たち

いいえ

いいえ

いいえ

災害時等の緊急時に、単独
で又は家族の支援により
避難行動が可能な方

地域の支援
を希望しな
い方

個人情報の
提供に同意
しない方

安芸太田町の制度では地
域支援対象とならない要
援護者

制度に関係なく、災害時に支援が必要な人

3. 町ボラネットの体制

平常時から災害時における各所属による災害に備えた取組みや、これら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援に取り組むための協議の場として、体制を整えます。

(1) 平常時における町ボラネット推進会議の開催

協働による連絡調整や体制づくりの場として年数回開催し、平常時から災害時における“必要な役割と動き”について明確にします。

■開催場所

- ア) 事務局である町社協本所（安芸太田町筒賀福祉センター）
- イ) その他考慮する要件等がある場合は、推進会議構成機関及び団体と調整のうえで、事務局において他の開催場所を決定

■参集メンバー

- ア) 町ボラネット推進会議の構成機関・団体
- イ) 事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体

(2) 災害時における町ボラネット推進会議の開催

次に該当する場合、町ボラネット推進会議を開催します。

- ア) 発災から7日以内
- イ) 継続的な構成機関・団体の支援の協議、情報交換、その他事務局が必要と判断したとき

■開催場所

開催場所は、次のとおりとします。

- ア) 安芸太田町筒賀福祉センター
- イ) ア) の建物の被災状況及びその他考慮する要件等がある場合は、推進会議構成機関及び団体と調整のうえで、事務局において他の開催場所を決定

■参集メンバー

次に該当するメンバーとします。

- ア) 町ボラネット推進会議の構成機関・団体
- イ) 事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体

■協議内容

◆構成機関・団体における支援の現状についての情報共有

- ア) 被災地域、被災者数及び施設等の被災情報
- イ) 町被災者生活サポートVCの活動情報

ウ) 独自に要援護者を把握している団体からの情報

◆被災地支援について

ア) 被災者の支援内容

イ) 復興に向けた支援（プログラム化）ができる人材の確保（協力願い）

ウ) 必要な資機材の確保

エ) 必要な資金確保

オ) 効果的な情報の発信

カ) 被災者ニーズへの対応（医療・福祉関係機関や行政等専門的な機関や団体への協力依頼等）

■その他事務局が必要と判断したもの

（3）災害時における初動体制と連絡調整

事務局は、町被災者生活サポートVCを設置した場合、次の方法で町ボラネット推進会議の構成機関・団体に、その旨の連絡を行います。

ア) 「町ボラネット情報」の紙媒体をFAXで連絡

イ) 電話（携帯）による連絡

ウ) 防災無線

4. 町ボラネットの機能

◆「情報」⇒被災者生活サポートボランティア活動等の情報集約及び発信

◆「人材」⇒人材の派遣・調整や確保・養成

◆「資機材」「資金」⇒災害時支援に向けた体制づくり

この機能を発揮するために、平常時からボラネット構成機関・団体が、互いの特性を生かしながら協働で取り組みます。災害時には、以下の内容で迅速かつ効果的に「情報」「人材」「資機材」の確保、「資金」の呼びかけを行います。

（1）情報の発信と共有

■広く町外へ発信する情報（ブログ）

事務局は、次の内容を「安芸太田町被災者生活サポートボラ情報」として県ボラネット事務局に依頼しブログで発信します。更新は必要に応じて行います。

ア) 安芸太田町被災者生活サポートVC設置の情報

イ) ボランティア募集に関する情報、被災地の生活支援ニーズやボランティア活動者数

ウ) 義援金受付窓口の開設等の情報

エ) 町外・県外からの災害支援等の情報

■町民へ発信する情報（防災無線・安芸太田町ホームページ・紙媒体）

事務局は、次の内容を安芸太田町行政に依頼（防災無線やホームページによる）するとともに、事務局はチラシ等を作成して情報発信をします。

ア) 町被災者生活サポートVC開設の情報

イ) ボランティア募集に関する情報、支援が必要な人のへのボランティア活動情報

(2) 人材の確保

■町ボラネット構成機関・団体等の役割

ア) ボランティア活動による支援（安芸太田町ボランティアグループ、安芸太田町民生委員児童委員協議会、安芸太田町シニアクラブ連合会、安芸太田町女性連合会、安芸太田町災害対策等支援協力会等、その他関係機関・団体）

※ 町と協定を結んでいる団体については、あくまでも協力依頼のみ

イ) 町被災者生活サポートVCの運営支援（県ボラネット、各市町社会福祉協議会）

ウ) 町被災者生活サポートVCの活動資金申請の調整（県ボラネット）

■その他の機関・団体への協力願い

必要に応じて、町外の機関・団体へ次のとおり県ボラネット事務局を通じて人材の協力をお願いします。

ア) 安芸太田町被災者生活サポートVC運営支援（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議、ひろしまNPOセンター、各ブロック幹事都道府県・政令市社会福祉協議会、全国社会福祉協議会、その他災害支援を行うNPO等）

イ) ボランティア活動による支援（SeRV広島、広島県建築家協会等）※調整中

ウ) その他の支援（広島県訪問介護事業連絡協議会、広島県社会福祉士会、広島県介護福祉士会等福祉関係団体等や災害支援に実績のある全国組織・県域団体等）

(3) 資機材の調整（調達）

必要に応じて、関係機関・団体等に対して資機材の調達の協力をお願いします。

ア) 安芸太田町災害対策等支援協力会

イ) 県ボラネット（事務局：広島県社会福祉協議会）

ウ) その他の機関・団体

(4) 資金の調整（調達）

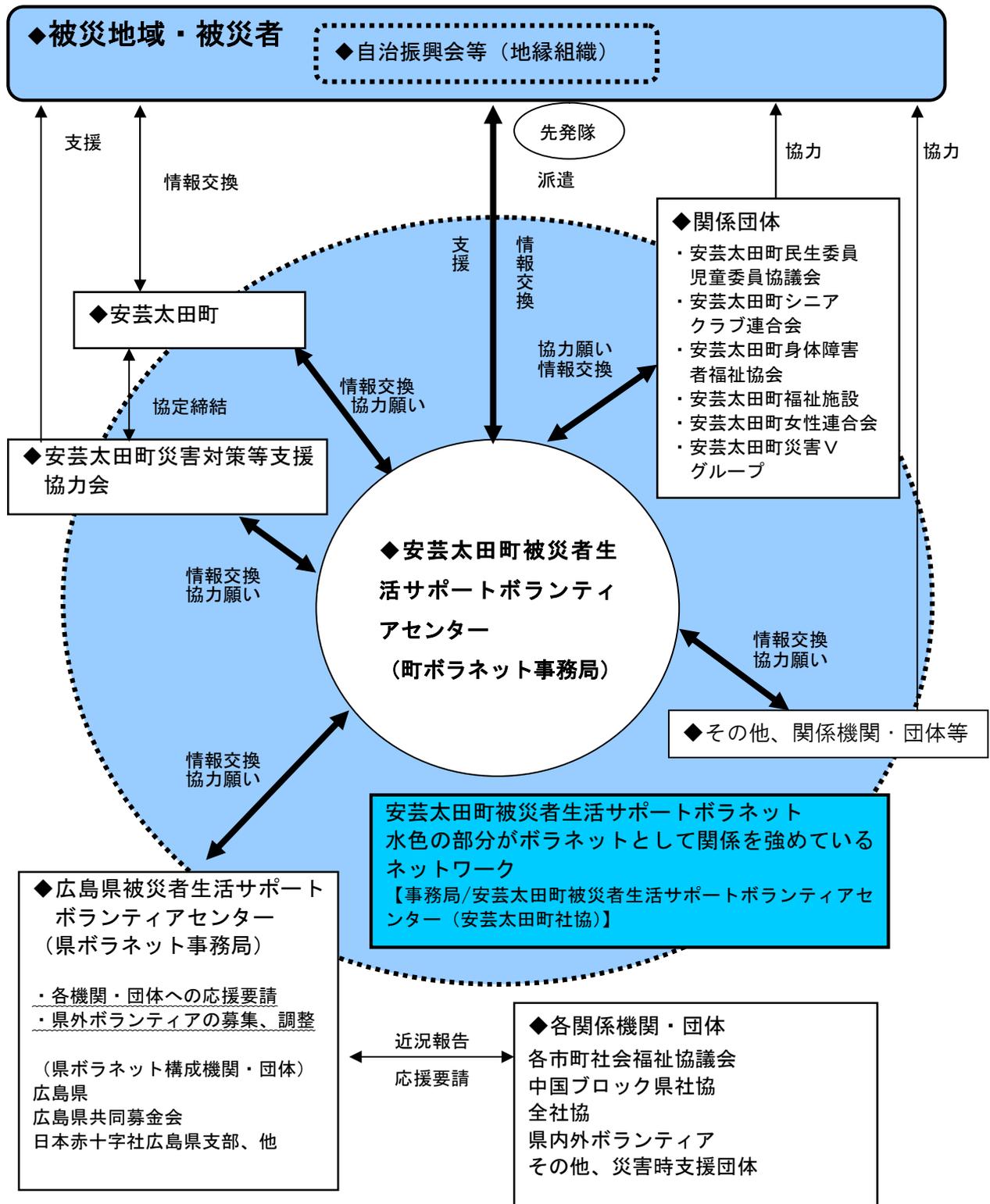
必要に応じて、関係機関・団体等に対して資金の調達の協力をお願いします。

ア) 県ボラネット（事務局：広島県社会福祉協議会）

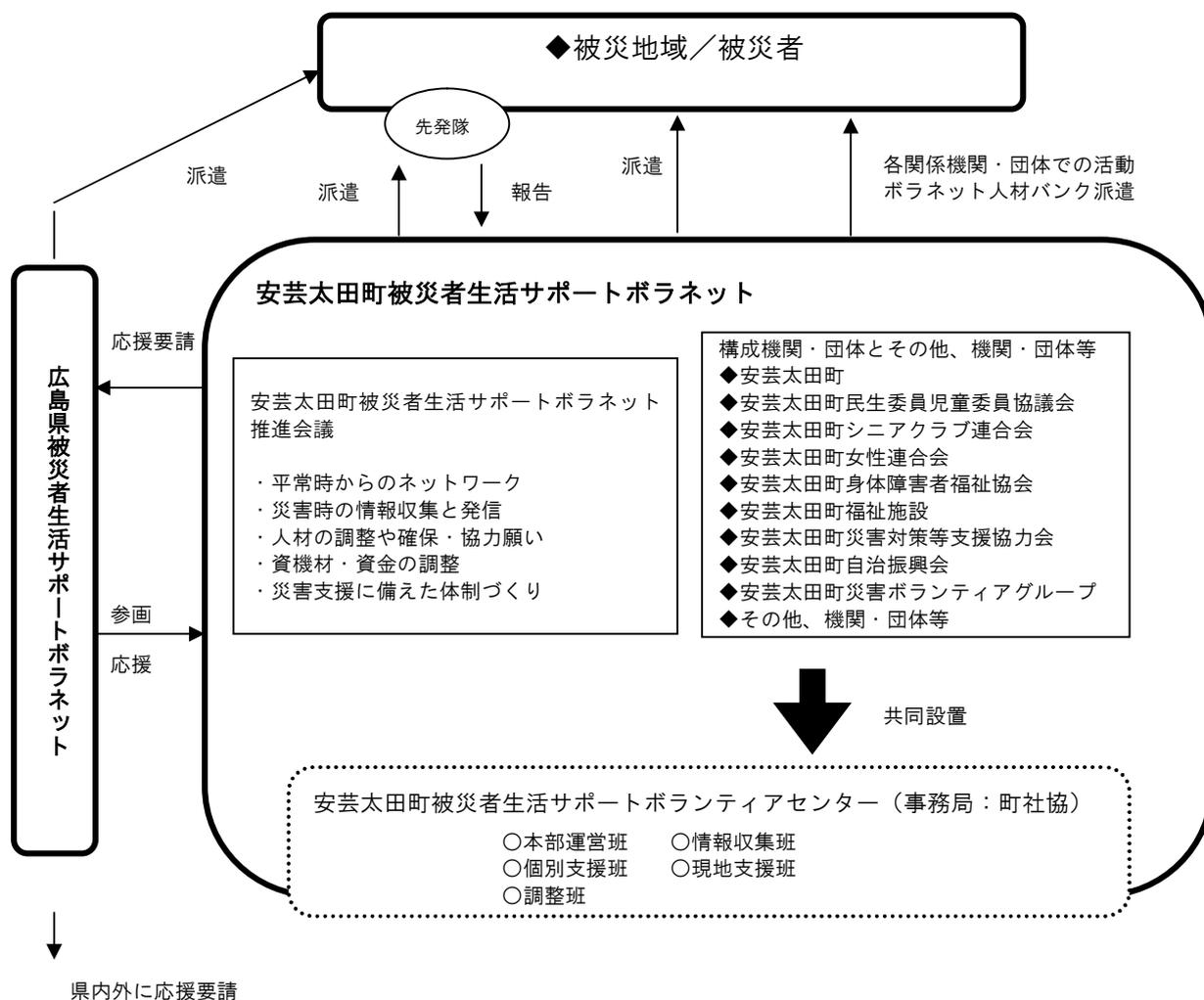
イ) 広島県共同募金会

ウ) その他の機関・団体

安芸太田町被災者生活サポートボラネットによる被災者支援のフローチャート



◆安芸太田町被災者生活サポートボランティアセンターと安芸太田町被災者生活ボラネットとの関係



5. 町ボラネットと安芸太田町行政との連携

安芸太田町行政は、被災地における被災者生活サポートボランティア活動を行うボランティアの受入れ等に関する内容について、窓口を設けます。

(1) 連携内容

■町被災者生活サポートVCへの支援

- ア) 町被災者生活サポートVC活動拠点となる場（空間）の提供
- イ) 開設に係る活動資機材の提供
- ウ) ボランティア活動に必要な情報の提供
- エ) 広報活動への支援（防災無線・安芸太田町ホームページ）

Ⅱ

安芸太田町被災者生活サポート ボラネットの具体的な取組み

Ⅱ. 町ボラネットの具体的な取組み

1. 平常時の取組み

(1) 町ボラネット推進会議の開催

町ボラネットの体制で既述したように、協働による連絡調整や体制づくりの場として年数回開催し、災害に備えた協働での取組みや情報交換からネットワークを組んで被災者支援にあたる仕組みを構築します。

※県ボラネット推進会議への参加

県域における災害時の協働による連絡調整の場として県ボラネット事務局が開催する推進会議へ参加します。平常時から災害時における町域から県域のそれぞれのボラネットの連携から“必要な役割と動き”について明確にしていきます。各ボラネットによる災害に備えた取組みの情報交換やこれら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる広域での仕組みを構築します。

(2) 構成機関・団体等との協働体制づくりについて

- ア) 県ボラネットと合同の被災者生活サポートボランティア活動に関する研修会
- イ) 町域の関係機関・団体等と合同の被災者生活サポートボランティア活動に関する研修会
- ウ) 町ボラネットに関する情報の共有
- エ) その他の関係機関・団体とのネットワークづくり

(3) 情報の集約（必要な情報とその収集先）

事務局は、災害時に必要な基礎情報を事前に準備すると同時に、被災者支援に必要な情報を集約します。

- ア) 地域防災計画・水防計画（安芸太田町）
- イ) 災害時要援護者地域支援台帳・地域ICT（地図情報）（安芸太田町）
- ウ) 防災関連法令集（災害対策基本法等）
- エ) 構成機関・団体の防災業務計画や活動マニュアル（日本赤十字社・県ボラネット・県社協）
- オ) 災害データ集（災害基本データブック）
- カ) 地図（町全体・住宅地図・その他必要なもの）
- キ) 各種団体の名簿（可能な場合）

※町ボラネット推進会議の構成機関・団体は、それぞれの関係情報が更新される毎に、事務局に提供することとします。

2. 町被災者生活サポートVCの開設の場合

1. 緊急支援期の取組み（発災から72時間（3日）以内）

（1）被害想定

【災害の種類】 風水害・地震による災害・雪害

【被災状況】 一地域被災～災害救助法適用

（2）被災地で想定される状況

河川の氾濫や土石流の発生による床下・床上浸水・家屋の崩壊、又は地震によりライフラインや交通網が遮断され、家屋の倒壊、火災等による被害など町内の複数か所で甚大な被害が出ている状況です。近隣住民同士の互助による人命救助や初期消火、近隣住民の安否確認、特に要援護者（高齢者、障害者、外国人等）の避難誘導等による対応を行います。町社協は、災害の状況・規模を把握し、安芸太田町行政等と連携し、町被災者生活サポートVCの設置を検討します。



（3）町ボラネットの動き

①情報の集約（事務局がある町社協）

ア) 提供内容／災害に関すること、被災状況に関すること、ボラネット構成機関・団体、その他関係機関・団体等の動きに関すること

イ) 提供者／ボラネット構成機関・団体、その他関係機関・団体等

ウ) 頻度／情報が集約できしだい

エ) 方法／各構成機関・団体、その他関係機関・団体等が自主的に町ボラネット事務局へ電話・FAX又はメールにより送信

電話 / (0826) 32-2226 FAX / (0826) 32-2048

E-mail / tu.akiota-shakyo@at.wakwak.com

②情報の発信

■ ブログ（県ボラネット事務局へ依頼）

ア) 名称／ブログ「安芸太田町被災者生活サポートボラ情報」を発信

- イ) 内容／安芸太田町ボラネット、安芸太田町被災者生活サポートＶＣ設置、被災状況など
- ウ) 対象／全国民並びに関係機関

■ 防災無線（安芸太田町行政へ依頼）

- ア) 内容／安芸太田町ボラネット、安芸太田町被災者生活サポートＶＣ設置、被災状況など
- イ) 対象／全町民

■ チラシ等の紙媒体を配布（関係資料集活用）

③人材の確保

- ア) 町ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の協力願い
- イ) その他の関係機関・団体等へ人材の派遣の協力願い

(4) 被災地支援にむけた構成機関・団体等の取組み（想定）

①安芸太田町社会福祉協議会（町ボラネット事務局）

- ア) 情報把握のため安芸太田町災害対策本部へ職員（連絡員）の派遣
- イ) 安芸太田町災害対策本部と連携し、被災状況の確認（県ボラネット事務局へ情報提供）
- ウ) 県被災者生活サポートＶＣ職員（県社協）とともに現地調査
- エ) 町被災者生活サポートＶＣの設置検討

②安芸太田町

- ア) 被害状況を把握し安芸太田町災害対策本部の設置（町ボラネット事務局へ情報提供）

③町ボラネット推進会議構成機関・団体

安芸太田町民生委員児童委員協議会、安芸太田町シニアクラブ連合会、安芸太田町女性連合会
安芸太田町身体障害者福祉協会、安芸太田町福祉施設（特別養護老人ホーム寿光園）
安芸太田町災害対策等支援協力会、安芸太田町自治振興会（坪野地区連絡協議会）
安芸太田町災害ボランティアグループ

- ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
- イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

④その他の関係機関・団体等

- ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認
- イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握
- ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

2. 運営期の取組み（町被災者生活サポートVCの設置～閉鎖）

（1）被災地で想定される状況

国や行政による本格的な救援活動が始まる時期です。町ボラネット事務局（町社協）は、安芸太田町行政をはじめとする町ボラネット関係機関・団体等と協働して町被災者生活サポートVCを開設し、ボランティア受付や、活動紹介を行いながらセンター運営を行います。ここでは、安芸太田町行政や関係機関・団体等と連絡を密に取りながら、被災者生活サポートボランティア活動に結びつけていきます。

発災から1週間ぐらいすると、町被災者生活サポートVCの活動も活発になり、スムーズな活動調整が求められるようになります。また、避難所におけるボランティア活動など広い範囲での活動展開になります。

また、1か月を迎えるころになると、仮設住宅が整備され、引越しの手伝いなども出てきます。また、仮設住宅に移ってからのその地域でのコミュニティづくりのためのサロン活動や交流会などさまざまなプログラムが展開されます。



（2）町ボラネットの動き

①町ボラネット推進会議の開催

ア) 開催の目安／・発災から7日以内

・第2回以降は、事務局が必要と判断したとき

イ) 開催場所／町被災者生活サポートVCを置く安芸太田町筒賀福祉センター

ウ) 参集範囲／・町ボラネット推進会議構成機関・団体

・事務局が必要と判断した支援に関わる関係機関・団体

エ) 内容／・構成機関・団体、その他関係機関・団体等の支援の現状についての情報共有

・被災者支援について

・その他事務局が必要と判断したもの

②情報の集約と発信

・情報の集約と発信方法は緊急支援期に記載

③人材の確保（派遣）

- ア) ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の協力願い
- イ) その他の機関・団体へ人材の派遣の協力願い

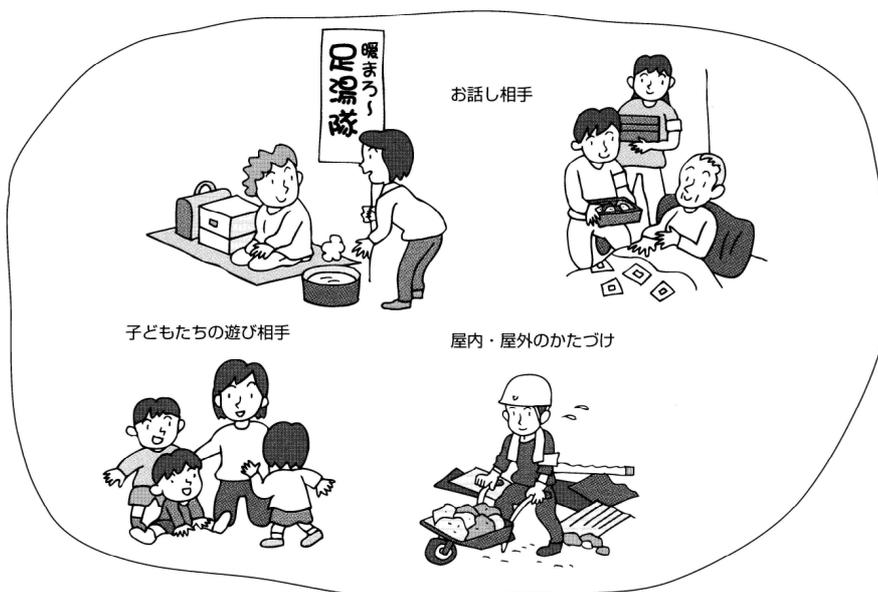
④資機材の調整（調達）

- ・ 関係機関・団体へ資機材の調達の協力願い

⑤資金の調整（調達）

- ・ 関係機関・団体へ資金の調達の協力願い

（3）被災地支援に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）



①安芸太田町社会福祉協議会（町ボラネット事務局）

- ア) 町被災者生活サポートVCの運営
- イ) 被災者支援ニーズ等の把握
- ウ) ボランティアと安芸太田町行政・関係団体との仲介・調整（医療分野、建築関係等との連携含む）
- エ) 避難所・福祉避難所（一定期間安心して暮らせる場）の支援
- オ) 仮設住宅における生活支援
- カ) 災害ボランティア関連情報の収集・発信

福祉避難所とは、一般の方向けの避難所においては生活を続けることが難しい人（要援護者等）を対象にしています。設置は、避難所及び福祉避難所とも行政が設置します。

町社協は、安芸太田町行政の要請により運営の協力（支援）をするケースがあります。



②安芸太田町

- ア) 安芸太田町地域防災計画・安芸太田町水防計画に基づき従事
- イ) 町被災者生活サポートV Cの運営支援（拠点・活動資機材・情報の提供）
- ウ) 避難所・福祉避難所の設置（一定期間安心して暮らせる場）
- エ) 専門ボランティアの派遣
- オ) 義援金の募集口座設置
- カ) 義援金配分委員会の開催

③安芸太田町民生委員児童委員協議会

- ア) 要援護者、被災者の安否確認
- イ) 指定避難所以外に避難した方の安否確認（本人を含め、家族・親戚・近所の方が一人暮らし高齢者を避難させる場合があるため）
- ウ) 被災者のケア・ニーズ把握・聞き取り
- エ) 町外から来るボランティアと連携してボランティア活動、道路案内等を実施
- オ) 地域住民の見守り

④安芸太田町シニアクラブ連合会

- ア) 要援護者、被災者の安否確認
- イ) 町外から来るボランティアと連携してボランティア活動、道路案内等を実施
- ウ) 地域住民の見守り

⑤安芸太田町女性連合会

- ア) 要援護者、被災者の安否確認
- イ) 被災者への炊き出し支援
- ウ) 町外から来るボランティアと連携してボランティア活動、道路案内等を実施
- エ) 地域住民の見守り

⑥安芸太田町身体障害者福祉協会

- ア) 会員相互の安否確認、情報提供
- イ) 会員の相談窓口
- ウ) 町外から来るボランティアと被災者のつなぎ

⑦安芸太田町福祉施設（特別養護老人ホーム寿光園）

- ア) 要援護者の緊急受け入れ
- イ) 被災者の一時避難場所として提供
- ウ) 給食施設を活用し、被災者の給食対応
- エ) 被災者に緊急給食として備蓄非常食の提供（90食備蓄）
- オ) 車椅子等必要な介護機器の貸出
- カ) 入浴施設の提供
- キ) 寝具（布団・毛布）の貸出

⑧安芸太田町災害対策等支援協力会

- ア) 安芸太田町との応援業務に関する協定内容に従事
- イ) ア) に掲げる以外の人的ボランティア
- ウ) 資機材調達
- エ) 備蓄物提供・専門技術提供

⑨安芸太田町自治振興会（坪野地区連絡協議会）

- ア) 避難所運営・情報提供
- イ) 要援護者の安否確認
- ウ) 地域住民の見守り
- エ) 町外から来るボランティアと被災者のつなぎ

⑩安芸太田町災害ボランティアグループ

- ア) 町外から来るボランティアと連携してボランティア活動（屋内外の片付け、物資の仕分け・運搬、ペットの世話、保育・児童の世話等）
- イ) 要援護者の避難場所での支援（話し相手、付き添い、介助、必要な物を届ける等）
- ウ) 被災者への炊き出し支援
- エ) 被災者のニーズ把握・聞き取り
- オ) 町被災者生活サポートVCの運営協力

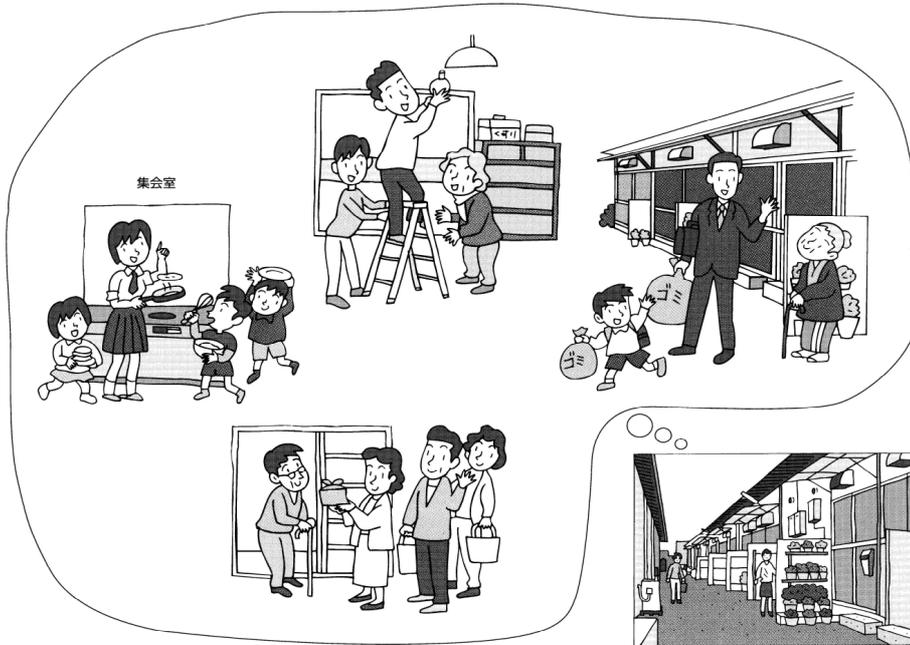
⑪その他の関係機関・団体等

- ア) 被災者への支援活動
- イ) 要援護者の避難場所での支援（話し相手、付き添い、介助、必要な物を届ける等）
- ウ) 被災者のニーズの情報を提供
- エ) 町被災者生活サポートVCの運営協力

3. 生活復興期の取組み（町被災者生活サポートVCの閉鎖～復興へ）

（1）被災地で想定される状況

仮設住宅もでき、新しいコミュニティ（実際には新しいコミュニティが出来るように働きかける）も形成されてきます。被災直後の支援活動から、より日常生活に沿った支援活動に変化していきます。具体的には生活情報の提供や声かけ・見守り支援、地域住民同士の交流などにも取り組んでいくこととなります。



（2）町ボラネットの動き

①町ボラネット推進会議の開催

場所・参集範囲等の詳細は運営期に記載（協議内容は異なります）

②情報の集約と発信

- ア）町ボラネット構成機関・団体の取組みの集約（検証）
- イ）その他の機関・団体等へ情報提供の協力願い
- ウ）支援にかけつけた機関・団体への現状と今後の発信（お礼を含む）

③人材の確保（派遣）

- ア）町ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の協力願い
- イ）その他の機関・団体等へ人材の派遣の協力願い

④資機材の調整（調達）

- ・関係機関・団体へ資機材の調達の協力願い

⑤資金の調整（調達）

- ・関係機関・団体へ資金の調達の協力願い

(3) 被災地の復興に向けた構成機関・団体等の取組み（想定）

①安芸太田町社会福祉協議会（町ボラネット事務局）

- ア) 町被災者生活サポートVCの閉鎖
- イ) 被災者支援ニーズ等の把握
- ウ) 仮設住宅における生活サポート活動の展開
- エ) 在宅における生活サポート活動の展開
- オ) 被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信

②安芸太田町

- ア) 福祉避難所・仮設住宅等要援護者に対するケア検討
- イ) 町被災者生活サポートボランティア活動の関連情報の収集

③町ボラネット推進会議構成機関・団体

安芸太田町民生委員児童委員協議会、安芸太田町シニアクラブ連合会、安芸太田町女性連合会

安芸太田町身体障害者福祉協会、安芸太田町福祉施設（特別養護老人ホーム寿光園）

安芸太田町災害対策等支援協力会、安芸太田町自治振興会（坪野地区連絡協議会）

安芸太田町災害ボランティアグループ

- ア) 被災者の生活復興へ向けた取組み実施
- イ) 地域住民の見守り・声かけ・交流
- ウ) 関係機関・団体との被災者生活支援情報の共有

④その他の関係機関・団体等

- ア) 被災者の生活復興へ向けた取組み実施
- イ) 地域住民の見守り・声かけ・交流
- ウ) 関係機関・団体との被災者生活支援情報の共有

3. 町被災者生活サポートVCを開設しない場合

(1) 被害想定

【災害の種類】 風水害・地震による災害・雪害

【被災状況】 数世帯被災

(2) 被災地で想定される状況

近年、町内でも集中豪雨による土砂の流出や河川の氾濫により、数世帯が被害を受け、被災地域の住民による互助活動により、被災者の生活をサポートする活動が行われています。

しかし、そこにも何らかの困りごとや福祉ニーズが発生しており、町被災者生活サポートVCを立ち上げない場合でも、迅速な被災状況の把握や情報の共有から、災害時の支援活動を行わなければなりません。町ボラネットとして、災害の状況・ニーズを把握し、ネットワークを生かした情報の共有から被災者の生活をサポートします。

(3) 町ボラネット動き

①町ボラネット推進会議の開催（情報の共有）

開催場所・参集範囲等の詳細は、運営期に記載（協議内容は異なる）

②情報の集約と発信

被災者状況を把握し、必要に応じて構成機関・団体に情報を発信

③人材の確保（派遣）

ア) 町ボラネット構成機関・団体へ人材の派遣の協力願い

イ) その他の機関・団体へ人材の派遣の協力願い

④資機材の調整（調達）

・関係機関・団体へ資機材の調達の協力願い

⑤物資の調達

ア) 関係機関・団体へ物資の調達の協力願い

イ) 日本赤十字社広島県支部へ必要な物資の提供願い

(4) 被災地支援に向けた構成機関・団体の取組み（想定）

①安芸太田町社会福祉協議会

ア) 情報把握のため被災者状況確認

イ) 町被災者生活サポートV Cの設置検討

ウ) 安芸太田町行政と連携し、被災者状況の確認（県ボラネット事務局へ情報提供）

②安芸太田町

ア) 被害状況を把握し、安芸太田町災害対策本部の設置検討（町ボラネット事務局へ情報提供）

③町ボラネット構成機関・団体

安芸太田町民生委員児童委員協議会、安芸太田町シニアクラブ連合会、安芸太田町女性連合会

安芸太田町身体障害者福祉協会、安芸太田町福祉施設（特別養護老人ホーム寿光園）

安芸太田町災害対策等支援協力会、安芸太田町自治振興会（坪野地区連絡協議会）

安芸太田町災害ボランティアグループ

ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認

イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握

ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

④その他の関係機関・団体等

ア) 各種団体は、所属会員・住民の安否確認

イ) 当該地域の被災状況や会員・住民の安否の確認に関する情報把握

ウ) 当該地域の要援護者の避難誘導や状況を確認し情報を提供

Ⅲ
広島県被災者生活サポート
ボラネットとの連携

Ⅲ. 広島県被災者生活サポートボラネットとは

「広島県被災者生活サポートボラネット」は、災害時の「共助」（被災者生活サポートボランティア活動）をすすめるために協働する県域のネットワークです。

「広島県被災者生活サポートボラネット（以下「県ボラネット」という。）」は、県域の市町の被災地に対して「被災者生活サポートボランティア活動」による支援を行うために、広島県や広島県社会福祉協議会、日本赤十字社広島県支部をはじめとする県域の関係機関・団体が後方から支援活動を迅速に整え、人材、財源を投入し、被災地への支援活動を展開していくことを目的としています。

1. 県ボラネットの体制

■事務局／広島県社会福祉協議会

■関係資料／広島県被災者生活サポートボランティア推進マニュアル ～関係機関協働編～

（1）広島県社会福祉協議会（県ボラネット事務局）

①広島県被災者生活サポートボランティアセンターの設置

広島県社会福祉協議会は、市町の被災状況に応じて、直ちに「広島県被災者生活サポートボランティアセンター（以下「県被災者生活サポートVC」）を設置し、必要に応じて各被災地の市町社協が中心で設置する市町被災者生活サポートボランティアセンター（以下「市町被災者生活サポートVC」）の後方支援の拠点として、さまざまな連絡調整を行い、県域の状況把握と情報発信を総合的に行う総合窓口の役割を担います。（被災者生活サポートボランティア活動に関する総合窓口であり、また県ボラネットの事務局窓口を兼ねます）

■関係資料／広島県被災者生活サポートボラネット推進マニュアル

～広島県被災者生活サポートボランティア事務局運営編～

2. 市町ボラネット事務局と県ボラネット事務局との連携

（平常時～災害時）

（1）県ボラネット推進会議の開催

①県ボラネット推進会議

県域における災害時の協働による連絡調整の場として年3回開催し、県域の関係機関・団体と市町ボラネット事務局を加えた県ボラネット構成機関・団体が、各所属による災害に向けた取り組みの情報交換やこれら最新の情報に基づき、災害時にネットワークを組んで被災者支援にあたる新たな広域の仕組みの構築を行います。

また災害発生時には、県ボラネットとしての被災地支援に向けた、合議をする場として推進会議を開催し、被災地からの情報収集から広域の支援体制を整えます。

(2) 被災地支援に向けた県ボラネット事務局の具体的な動き

①緊急支援期の取組み（発災から72時間以内）

- ア) 市町被災地へ先発隊による被災地状況確認
- イ) 県被災者生活サポートVCの設置（広島県社協）
- ウ) 市町被災者生活サポートVC設置に向けた現地支援（コーディネート）
- エ) 「県被災者生活サポートボラ情報」並びに県構成メンバーメーリングリスト「県被災者生活サポートボラネット掲示板」発信

②市町被災者生活サポートVC運営期の取組み（センターの設置～閉鎖）

- ア) 市町被災者生活サポートVC運営支援と閉鎖に向けた支援
- イ) 県内・ブロック・全国の社会福祉協議会及び関係機関・団体へ応援要請（医療分野・建築分野等を含む）
- ウ) 市町被災者生活サポートVCへの職員要請（県内・ブロック・全国）
- エ) 被災状況を収集し全国へ発信（ボランティア募集）
- オ) ボランティア活動希望者への問い合わせ対応
- カ) 被災者支援に関わる資機材の確保支援
- キ) 被災者支援に関わる資金確保の支援

③生活復興期の取組み（センターの閉鎖～復興へ）

- ア) 事務局として県ボラネット推進会議の開催
- イ) 市町被災者生活サポートVC閉鎖及び閉鎖後の支援
- ウ) 県ボラネットに被災者生活サポートボランティア関連情報の収集・発信
- エ) 被災地情報を全国に発信
- オ) 県被災者生活サポートVCの閉鎖（広島県社協）

広島県被災者生活サポートボラネットによる被災者支援のフローチャート

